

令和7年度

伊勢原市児童コミュニティクラブ利用案内



伊勢原市児童コミュニティクラブの利用にあたって御確認いただきたい事項を記載しています。
内容を御確認いただき、利用申込みをしてください。

また、児童コミュニティクラブに入所中は、この利用案内を保管していただくよう、お願いいたします。

1 対象

放課後等に親の就労などで家庭内において保護者の育成を受けられない、市内に在住する小学1～6年生の児童。

2 開設日・開設時間

- (1) 学校登校日は放課後から午後6時30分まで。
- (2) 土曜日、長期休業日（春、夏、冬休み）、学校行事による振替休校日は、午前8時から午後6時30分まで。
- (3) 土曜日の利用が必要な場合は事前申請が必要です。平日利用の方の急な土曜日の利用はできません。
- (4) 延長して利用する場合は午後7時まで。利用には事前申請と別途料金が必要です。
- (5) 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、気象状況等による臨時休校日はお休みです。

3 開設（入所）場所

児童が在籍する小学校区のクラブとなります。（詳細は19参照）
なお、一部のクラブについては民間事業者に運営を委託しています。

4 活動内容

集団による遊びを通じた生活指導、交通事故防止などの安全指導を行います。
集団生活の場であり、個別に児童の保育を行うことはできません。
また、学校や塾とは異なり、学習指導は行っていません。

5 申込（入所）要件

父母だけでなく、児童と同じ住所に住む65歳未満の親族・同居人（「二世帯住宅」「同一敷地内居住」の親族、同居人を含む）の全員が、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 就労などにより、児童の預かりを必要とする状況にあること（6参照）。
- (2) 年間を通してクラブの利用を必要としていること。
※長期休業時（春、夏、冬休み）のみなどの一時的な利用はできません。
※利用期間は年度末までです。翌年度について利用を希望する場合、あらかじめ申込みが必要です。
- (3) 保護者等（中学生以上の兄弟を含む）が児童を送迎できること。
※児童一人での通所はできません。
- (4) 午後6時30分（延長利用の方は午後7時）までに児童の迎えができること。
- (5) 利用料の滞納がないこと。
- (6) 教室から飛び出したり、他の児童に危害を加えたりすることなく、集団での生活が可能であること。
- (7) 移動や衣食等に関して支援員等の介助を必要とせず、自立した生活が可能であること。

6 申し込み

◎利用開始希望月の前月5日までに（土・日・祝日に当たる場合はその前日まで）申請書類を全てそろえて市役所子ども育成課窓口へ提出してください。

※2～4月入所希望は受付期間が異なります。担当までお問い合わせください。

<入所申請に必要な書類>

- (1) 「児童コミュニティクラブ入所申請書」…兄弟姉妹で申請の場合は3名まで記入可能
- (2) 「児童の預かりを必要とする状況がわかる書類」（例：就労証明書等）
※父母だけでなく、児童と同じ住所に住む65歳未満の親族・同居人の全員分が必要です。
※必要な書類は、次の表を確認してください。
- (3) 「児童調査票」…児童1人につき1枚。
- (4) 「食物アレルギー調査票」…該当者のみ。

児童の預かりを必要とする状況	必要な書類
就労（月64時間以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労（内定）証明書（指定様式のもの） ※シフト表、確定申告書の控え、出来高証明書など実態を確認できるものが必要な場合があります。 ※土曜日利用が必要な方は、土曜日の勤務がある旨の記載が必要です。
就学（就労を目的とした学校・職業訓練を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・在学（入学）証明書または学生証の写し ・講義時間割（写し可）
疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書、障害者手帳、療育手帳など児童の育成が困難なことが分かるもの（写し可）
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・被介護者・被看護者の医師の診断書など介護・看護の状況が分かるもの（写し可） ・介護・看護に関する申立書（指定様式のもの）
妊娠・出産 ※出産予定日の前後8週が属する月に限り利用可能	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し （表紙と出産予定日の記入されたページ）
育児休業（既にクラブを利用中で継続利用が必要な場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業期間が記載された就労証明書（指定様式のもの）、または育児休業取得期間証明書など
求職活動（起業準備を含む） ※入所後3か月に限り入所可能	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申立書（指定様式のもの）
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書、申立書など
虐待、家庭内暴力（DV）	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書など

7 利用調整

- (1) 期限までに必要書類をそろえ申請書を提出した方について、利用調整を行います。
保護者の就労状況、児童の学年などを総合的に判断し入所の可否を決定します。
- (2) 利用調整にあたり、児童の障がいや発達状況について申請書の個人情報に関する同意欄の署名に基づき、関係機関に確認をさせていただく場合があります。
- (3) 申込み状況や定員等により、利用希望月からの入所ができない場合があります。
- (4) 伊勢原第1・第2、比々多第1・第2児童コミュニティクラブについては、第1希望、第2希望を記入してください。

8 調整結果

- (1) 調整結果は、概ね前月の20日以降にお知らせします（2月～4月入所は時期が異なります）。
- (2) 入所が決定した場合は、各クラブに連絡し入所説明を受けてください。4月入所の場合、各クラブが開催する説明会に出席してください。
- (3) 調整結果が保留となった場合、申請を取り下げる届出がされない限り、年度内は利用調整の対象となります（次年度の入所は別途申請が必要です）。
- (4) 保留中に利用調整の必要がなくなった場合は、申請を取り下げる届出を提出してください。

9 利用料

	平日利用	土曜を含む利用	備考
児童育成負担金	月額 4,500円	月額 5,500円	午後6時30分まで利用可能
おやつ・教材費等	月額 3,000円	月額 3,500円	各クラブで集金します
延長利用料	月額 500円		午後7時まで利用可能 ※事前申し込みが必要

※就労要件で土曜日利用が必要な方は、就労証明書に土曜日の勤務がある旨の記載が必要です。

※児童育成負担金には、世帯の状況に応じて減額・免除の制度があります（詳細は11参照）。

※延長利用の届出が無い方が、やむを得ず午後6時30分までにお迎えが間に合わなかった場合、翌月、延長利用の支払いが必要です（納付書での支払いになります）。

10 支払方法

(1) 児童育成負担金については、口座振替でのお支払をお願いします。

原則、月の末日（12月は25日）が口座振替日となります。振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日が振替日となります。

口座振替手続きに必要な申込書は、伊勢原市内の各金融機関に備え付けていますので、金融機関にてお手続きください（預金通帳及び通帳印が必要です）。

また、市のホームページより、Web口座振替受付サービスも行っています。

ホームページにて「Web口座振替」と検索いただくか、次のQRコードからお手続きください。



（市ホームページの手続き案内のページへ繋がります）

(2) おやつ代・教材費等は、各クラブが指定する期限までに、クラブの指定する方法でお支払いください。

(3) クラブの利用が無かった月も、育成負担金及びおやつ代・教材費等は支払いが必要です。

11 育成負担金の減額・免除

世帯の状況に応じて児童育成負担金の減額・免除の制度があります。（申請月の翌月から適用）

なお、おやつ・教材費、延長利用料については減額・免除はありません。

<減免申請に必要な書類>

(1) 児童コミュニティクラブ育成負担金減免申請書

(2) 世帯の状況がわかる書類

世帯の状況	必要な添付書類	減免基準	備考
①生活保護法による被保護者世帯	生活保護受給者証の写し	免除	
②前年度の市民税所得割が非課税である世帯	非課税証明書、所得の申告書の写し	免除	児童と同じ住所に住む、児童の直系親族（父母、児童の兄弟、祖父母等）の全員分が必要です。
③児童扶養手当受給世帯又はひとり親医療助成受給世帯	児童扶養手当証書、ひとり親医療証の写し	1/2減免	児童扶養手当又はひとり親医療助成の受給者証が発行されている世帯です。
④第2子目以降の児童による減額		1/2減免（③と同時に該当する場合は3/4減免）	兄弟姉妹で同時に入所する場合、第2子目以降が減額となります。

※このほか、天災等により著しい損害を受けた世帯などに減免が適用される場合があります。

12 入所期間

入所期間は、原則4月1日（年度途中の場合は入所日）から翌年の3月末日までとなります（妊娠・出産、求職活動中を除く）。

※翌年度の継続利用については、改めて申請が必要となります。

※2か月以上欠席（利用がない）の場合は退所となります。また、利用がない月も利用料は支払いが必要となります。

13 各種届出

利用形態の変更、退所等の場合は届出が必要です。必要な書類は子ども育成課窓口及び児童コミュニティクラブにあります。

また、世帯の状況に変更が生じた場合は、必ず届出をお願いします（届出が正しく行われず、利用の必要性が確認できない場合は、退所となる場合がありますのでご注意ください）。

届出の内容	必要な書類
利用形態を変更するとき 例：「平日利用」から「土曜日を含む利用」への変更	・利用形態変更届 ・「平日利用」から「土曜日を含む利用」へ変更する場合、土曜日の勤務があることが記載されている就労証明書など
保護者が退職や転職をするとき	・次の就労先が決まっている場合：就労証明書、家庭状況変更届 ・求職活動をする場合：求職活動申立書、家庭状況変更届
保護者が妊娠（出産）、育児休業を取得するとき	・妊娠・出産：出産予定日の記載された母子健康手帳の写し、家庭状況変更届 ・育児休業取得：育児休業期間の記載された就労証明書、家庭状況変更届
退所するとき	退所届
1か月以上欠席する場合 ※児童本人の疾病・療養に限る	休止届

事由の発生する前月20日までに子ども育成課へ届け出てください。

※利用形態の変更、退所、休止の場合は在籍クラブへ届け出ることも可能です。

14 入所の承認の取り消し

次の各事項のいずれかに該当した場合は、入所の承認を取消し、退所となります。

- (1) 入所申請の記載内容・添付書類が事実と相違する場合。
- (2) 入所児童について、教室から飛び出す、他の児童へ危害を加える、常に目が離せない、日常動作に介助を必要とするなど集団での預かりが難しい場合。
- (3) 利用料の滞納や午後6時30分（延長の場合は午後7時）までのお迎えがないなど、児童コミュニティクラブの運営に支障をきたす場合。

15 児童の送迎について

- (1) 放課後は児童本人が通所します。学校外で開所しています伊勢原第2児童コミュニティクラブ及び比々多第2児童コミュニティクラブについても同様となりますので、児童とよく御確認ください。
- (2) 土曜日及び学校休業時は、集団登校ができないことや地域の方々による見守りがいないことから、児童の通所状況の確実な確認のため、保護者が直接、職員に引き渡しを行ってください。
- (3) 送迎は父母や祖父母のほか、中学生以上の兄弟等による送迎も可能です。
入所申請時に御報告いただいていない方が送迎をされる日は、その旨を事前にクラブへお伝えください。
- (4) 習い事等による退室に限り「同意書」を御提出いただくことにより児童ひとりでの退室が可能です。
なお、所属学校敷地内での活動を除き、退室後は児童コミュニティクラブには戻れません。
- (5) 送迎の際の車の利用については、近隣の方の迷惑とならないよう御配慮いただくとともに、児童及び他の利用者の安全確保に御留意ください。

16 メーリングリストの登録について

災害発生時の対応、台風や感染症による児童コミュニティクラブの休所情報、その他の事務連絡等を児童コミュニティクラブ専用のメーリングリストにてお知らせしています。

登録方法は入所決定時にお知らせいたしますので、入所後は御登録をお願いいたします。

17 災害時の対応について

気象災害時

警報等が発令されたタイミング	状況		対応
在宅時	登校日	臨時休校と判断した場合	閉所
	学校休業日	朝7時前に暴風や大雪等の警報等が発令され、子ども育成課が閉所を決定した場合	
在校時	下校時間繰り上げ		開所しますが、クラブからの連絡やメーリングリストによりお迎えを依頼しますので、御協力をお願いいたします（引き渡し終了次第閉所）。
	授業時間に変更は無いが警報等が発令		
クラブ在所時	暴風や大雪等の警報等の発令により子ども育成課が閉所を決定した場合		

震度5以上の地震発生時

地震が発生したタイミング	状況		対応
在宅時	登校前		閉所
在校時	授業中		閉所（学校の避難体制により避難します）
クラブ在所時	一部学年児童のみが在所中	伊勢原第2・比々多第2以外のクラブ	閉所し、学校の避難体制に加わります。
		伊勢原第2・比々多第2児童コミュニティクラブ	クラブからの引き渡しとなります。クラブからの連絡やメーリングリストによりお迎えを依頼しますので、御協力をお願いいたします（引き渡し終了次第閉所）。
	全学年下校後や、土曜日、休校日等、クラブにのみ児童がいる場合		

インフルエンザ等感染症流行時

閉鎖が決定したタイミング	閉鎖範囲	対応
在宅時	学校閉鎖	閉所
	学年・学級閉鎖	入所児童のうち、学年閉鎖が発令された学年及び、学級閉鎖が発令された学級に在籍の児童は、学校同様通所できません。
在校時	学校閉鎖	閉所（入所児童も直接帰宅します）
	学年・学級閉鎖	入所児童のうち、学年閉鎖が発令された学年及び、学級閉鎖が発令された学級に在籍の児童は、通所できません（学校から直接帰宅します）。

※児童コミュニティクラブでは治癒証明書等の提出は求めていません。

※学校休業日に感染症が発生した場合は、子ども育成課で判断し、必要な措置を講じます。

18 傷害保険の加入について

入所児童は傷害保険に加入します（保護者の別途負担はありません）。

（参考）令和6年度の保険内容

【傷害補償】クラブでの活動中に偶発的にケガをしたときに適用

（例1）活動中の負傷により医師の治療を受けたとき、事故日から180日以内の通院日数に対して90日を限度に日額1,500円の給付。

（例2）活動中の負傷により入院して医師の治療を受けたとき、事故日から180日を限度に日額2,500円の給付。

※毎年4月1日付で保険契約を更新します。

※更新により補償内容に変更がある場合はあらためて御案内します。

19 伊勢原市児童コミュニティクラブ開設場所一覧

対象学区	コミュニティクラブ名	開設場所	電話番号
桜台小学校区	桜台第1児童コミュニティクラブ	桜台小学校	92-1320
比々多小学校区	比々多第1児童コミュニティクラブ	比々多小学校	91-3641
	比々多第2児童コミュニティクラブ	比々多保育園	95-7911
緑台小学校区	緑台児童コミュニティクラブ	緑台小学校	92-5761
竹園小学校区	竹園児童コミュニティクラブ	竹園小学校	92-2521
伊勢原小学校区	伊勢原第1児童コミュニティクラブ	伊勢原小学校	91-4401
	伊勢原第2児童コミュニティクラブ	板戸児童館	95-2180
高部屋小学校区	高部屋児童コミュニティクラブ	高部屋小学校	96-6654
大田小学校区	大田児童コミュニティクラブ	大田小学校	96-6672
成瀬小学校区	成瀬児童コミュニティクラブ	成瀬小学校	92-2590
石田小学校区	石田児童コミュニティクラブ	石田小学校	92-4198
大山小学校区	大山児童コミュニティクラブ	大山小学校	95-2156

※小学校の電話番号とは異なりますので、おかけ間違いに御注意ください。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

☆お問い合わせ☆
 伊勢原市役所 子ども部子ども育成課
 〒259-1188 伊勢原市田中348番地
 電話 0463-94-4641
 ホームページ <http://www.city.isehara.kanagawa.jp/>